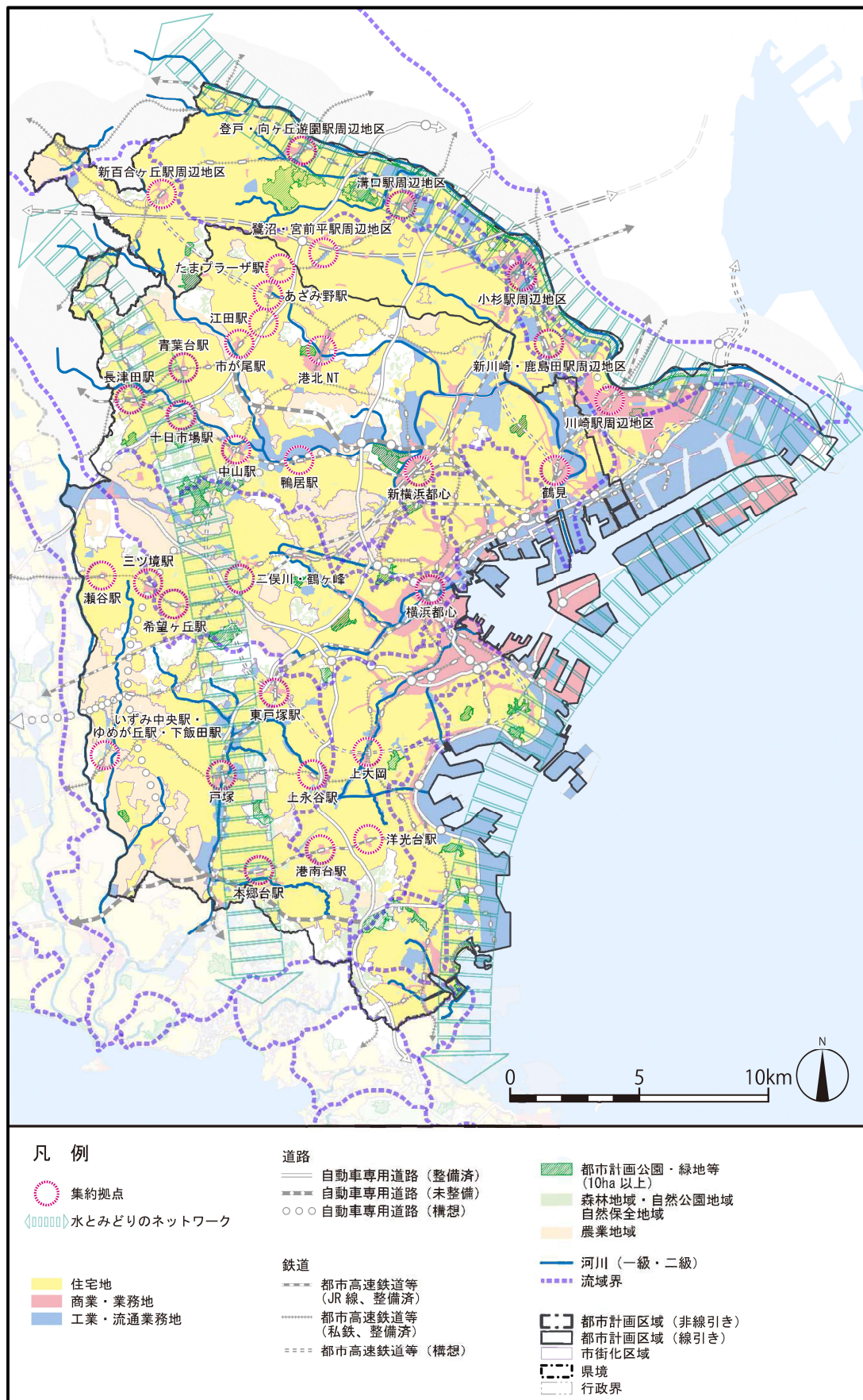


図 34 川崎・横浜広域都市計画圏の方針図イメージ



※ 政令市域における方針図は、都市計画区域マスタープランの策定権限を有する各政令市が示すものですが、広域的な課題の調整に向けて参考に作成したものです。